横断歩道は
ワンー　ツウー
右見て　左見て
スリー　ゴー
もう一度見て　進め

秋穂町広報

昭和41年4月1日
第78号

山口県吉敷郡
発行 編集　秋穂町役場
秋穂町（電話4番）
印刷所　国次印刷所

軽自動車税
4月30日まで
固定資産税 1期分
4月30日まで

定例町議会終る

町議会だより

四十一年度予算 一億三千七百七拾三万円
国民宿舎、児童館設置条例など決まる

三月定例町議会は三月二日開かれ昭和四十一年度一般会計予算など十五議案について審議可決され十一日終了しました。

決まつた議案

○昭和四十年度秋穂町一般会計補正予算（第三号）について
○昭和四十年度秋穂町国民宿舎特別会計補正予算（第一号）について
○昭和四十一年度秋穂町一般会計予算について
○昭和四十一年度秋穂町国民健康保険特別会計予算について
○昭和四十一年度秋穂町国民宿舎特別会計予算について
○秋穂町使用料手数料条例の一部を改正する条例について
○秋穂町児童館設置条例について
○秋穂町営賃住宅管理条例を廃止する条例について
○秋穂町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
○秋穂町休養施設設置条例について
○山口県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部改正について
○秋穂町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
○秋穂町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
○秋穂町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
○秋穂町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例について

41年度一般会計予算額　（単位千円）

〔歳入〕款	予算額	〔歳出〕款	予算額	本年度予算額の財源内訳 国県支出金	地方債	その他	一般財源
1. 町税	26.890	1. 議会費	4.422				4.422
2. 地方交付税	52.500	2. 総務費	29.136	371		587	28.178
3. 分担金及び負担金	4.370	3. 民生費	13.934	4.869		3.664	5.401
4. 使用料及び手数料	730	4. 衛生費	2.107	140		600	1.367
5. 国庫支出金	22.220	5. 労働費	3.966	1.127			2.839
6. 県支出金	12.090	6. 農林水産費	31.918	17.450	3.000	921	10.547
7. 財産収入	1.020	7. 商工費	2.263				2.263
8. 寄付金	1	8. 土木費	17.622	5.800	1.000	63	10.759
9. 繰入金	0	9. 消防費	2.188			677	1.511
10. 繰越金	5.200	10. 教育費	16.005	793		50	15.162
11. 諸収入	1.810	11. 災害復旧費	2.209	1.470			739
12. 町債	10.900	12. 公債費	10.673	1.490			9.183
		予備費	1.288				1.288
歳入合計	**137.731**	**歳出合計**	**137.731**	**33.510**	**4.000**	**6.562**	**93.659**

国民健康保険特別会計予算額

（歳入）款	予算額	（歳出）款	予算額
国民健康保険税	11.207	総務費	3.168
使用料及び手数料	10	保険給付費	21.330
国庫支出金	13.353	保健施設費	728
県支出金	55	公債費	55
繰入金	1	諸支出金	2
繰越金	800	予備費	151
諸収入	8		
歳入合計	**25.434**	**歳出合計**	**25.434**

国民宿舎特別会計予算額

（歳入）款	予算額	（歳出）款	予算額
繰入金	6.000	休養施設建設費	35.430
繰越金	50	公債費	2.150
諸収入	15	予備費	485
町債	32.000		
歳入合計	**38.066**	**歳出合計**	**38.065**

国民の祝日には日の丸をかかげましょう

三十五才のみなさん 老令年金がもらえますか

○老令年金をもらうための二つの条件

国民年金の老令年金は、年をとったら誰にも支給されるというものではありません。

老令年金をもらうためには二つの条件があります。第一は、国民年金に加入して被保険者となること、第二は、被保険者になって六十才になる前月まで一定期間以上保険料をかけておくことで、この二つの条件をみたした人が六十五才になったときに老令年金が支給されます。

○保険料をかける一定期間は

老令年金をもらうための保険料をかけておかなければならない（保険料が免除された期間を含む）一定期間は、原則として二十五年になっています。しかし、年令の多い人は六十才になる前月までの期間が二十五年はないので、これらの人たちは二十五年の期間を年令に応じて次の表のように短くしてあります。

○三十五才以上の人はよゆうがない

ところが、次の表の期間に生まれた人たちの中で、今だに国民年金に加入していない人や保険料を納めていない人は、今から数えて六十才の前月までの期間が表の下の欄の一定期間にたらない人があります。たとえば、大正十二年七月七日生まれの人は現在三月において四十二才と九ケ月ですから六十才の前月までは十七年三ケ月となり、この人の一定期間は十八年ですから九ケ月たりません。したがって、不足の九ケ月分だけはさかのぼって保険料をかけておかないと老令年金がもらえません。

大正五年四月一日以前のもの	十年
大正五年四月二日～大正六年四月一日	十一年
大正六年四月二日～大正七年四月一日	十二年
大正七年四月二日～大正八年四月一日	十三年
大正八年四月二日～大正九年四月一日	十四年
大正九年四月二日～大正十年四月一日	十五年
大正十年四月二日～大正十一年四月一日	十六年
大正十一年四月二日～大正十二年四月一日	十七年
大正十二年四月二日～大正十三年四月一日	十八年
大正十三年四月二日～大正十四年四月一日	十九年
大正十四年四月二日～大正十五年四月一日	二十年
大正十五年四月二日～昭和二年四月一日	二十一年
昭和二年四月二日～昭和三年四月一日	二十二年
昭和三年四月二日～昭和四年四月一日	二十三年
昭和四年四月二日～昭和五年四月一日	二十四年
昭和五年四月二日～昭和六年四月一日	二十五年

そこで国民年金に当然加入しなければならない人でまだ加入していない人はすぐに届出をして、現在保険料をかけていない人は、自分が保険料をかけておかなければならない期間は何年であるかよく確めて必ず保険料をかけておきましょう。

この時期を逃すと、一生老令年金がもらえなくなります。

自衛官募集中

◎応募資格
十八才以上二十五才未満の男子で学歴は問いません。

◎身分は、国家公務員で、被服、食事官給初任給一万四千百円の他年三回のボーナスが支給され別に諸手当があり安定した生活が保障されます。

ご希望の方は当役場窓口へ気軽るにお尋ね下さい

児童館の竣工

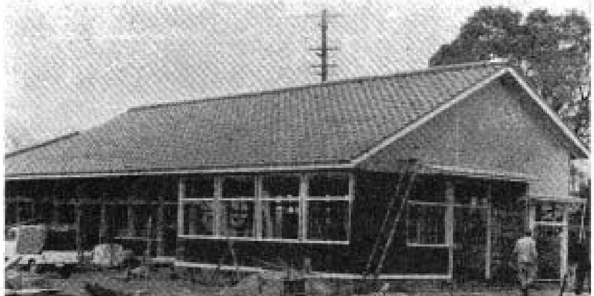

工事中の児童館

今回、昭和四十年度事業で町立の児童館が竣工致しました。

ご承知のとおりこの児童館は、児童福祉法に言う児童厚生施設として、児童に健全な遊びを与え集団的指導により児童の健康を増進し又は、情操を豊かにすることを目的としたもので、児童福祉対策の課題とも言うべき幼児期及び少年期を通じて家庭及び社会における児童の不良化や事故を防止して健全な育成を図ることは勿論、子供会、母親クラブ等の地域組織の育成助長も出来る施設であります。

この児童館は町立でありますがこれの運営管理は秋穂町社会福祉協議会に委託することになりました。従って四月開館からは町社会福祉協議会の手に依って運営されることになります。

児童館の指導の対象となる児童は、概ね三才以上の幼児と小学校一年から三年までの低学年児童であって、家庭環境地域環境及び交友関係等において指導を必要とする者でありますが、それ以外の児童であっても指導の対象とすることが出来ることであります。

その他詳細なことについては、町社会福祉協議会にお問合せ下さい。

〃善行〃 交通事故の負傷者を救助

広島県で交通事故のため負傷した人を病院にはこびおかげでその人は一命をとりとめ、快復に向っているという家族の方からの感謝の便りが町長あてにありました。この手紙で負傷者を救助された善行の主が金山令、金谷行蔵さんである事がわかりました。

金谷さんは、たまたま自動車で通行中のこの事故を発見しすぐ負傷者を病院にはこび救助されたものです。負傷者を車に乗せる事をいやがる人も多いそうですが金谷さんの親切な行動は大変よろこばしい事と思います。

どんなに小さな親切でも進んでするよう心がけたいものです。

着々工事進む 国民宿舎「秋穂荘」

本町の観光事業の第一弾として総工費四千五百万円で建設中の国民宿舎「秋穂荘」は六月末竣工の予定で着々工事が進められております。

建設場所は串山連峯の南端中道山の中腹、標高七十米の位置で、風光明媚な瀬戸内海を眼下に見おろし、晴天の日には遠く四国、九州方面をも眺望できて、周辺の景観はとくにすぐれておりますので、休養地として絶好の場所にあります。

最近のレジャーブームで夏季は海水浴、海釣りなど多数の利用者が予想されますが、家族、あるいはグループでの行楽、休養及びいろいろの会合などにも季節をとわず利用できる好適の施設として期待されています。

また結婚式場としても利用される予定であります。

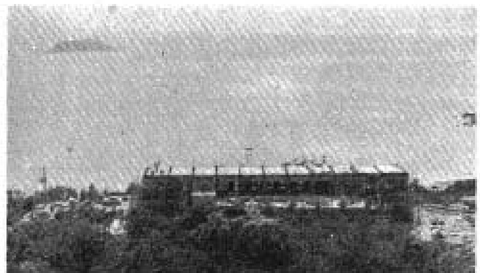

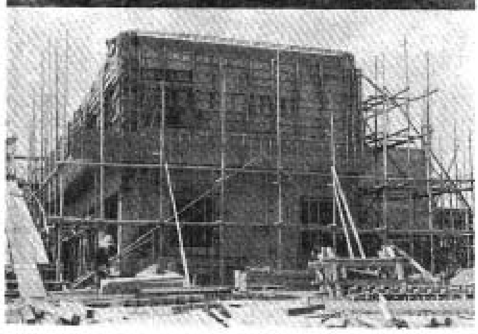

工事中の国民宿舎

国民宿舎の名称「秋穂荘」と決まる

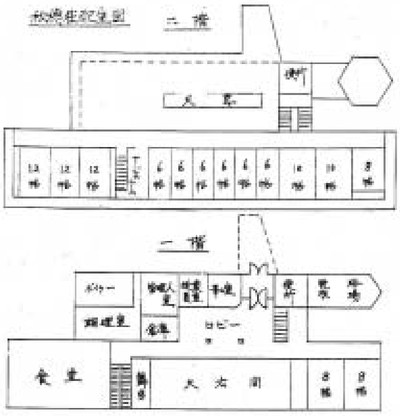

中道山の中腹に建設中の秋穂町国民宿舎は着々工事が進められておりますが、この国民宿舎の名称を町民の皆さんから公募しましたところ五八七通の応募がありました。

一月末で締切り名称審査委員会で審査の結果、秋穂町国民宿舎の名称は「秋穂荘」と決まりました。

なお応募総数五八七通のうち同案が十七通ありましたので、抽籤により黒瀬南末繁タケさんに賞金、その他の十六名に粗品がそれぞれ贈られました。町民の皆さんから多数応募をいただきましてありがとうございました。

特別教室落成秋穂中学校

昨年八月から増築工事中でありました秋穂中学校特別教室（鉄筋コンクリート造三階建・六教室延七〇三平方米、総工費一、六二〇万円）がこのほど完成し、二月四日午前十時より落成式が行なわれました。

一階に工作（金工）、調理
二階に理科、被服
三階に図書室、美術

の各教室が整備され今後のこの施設の活用が大いに期待されています。

上　落成式感謝状贈呈
下　特別教室全景

特別弔慰金の請求はすみましたか

特別弔慰金のことについては、既に町広報でお知らせしておりますが、支給の対象となる遺族でまだ請求の手続をしておられない方はありませんか、この特別弔慰金は昭和四十三年五月末日で時効となり、以後は請求することが出来なくなりますので、該当される方は早く手続をして下さい。

この特別弔慰金の支給対象者は、援護法による弔慰金を受けた遺族で、昭和四十年四月一日現在で同一の戦没者による公務扶助料等（恩給法の公務扶助料、特別扶助料、援護法による遺族年金、特例年金、遺族給与金及び共済組合関係（旧令による陸、海軍、国鉄、郵政、電々）の殉職年金等をいう）を、遺族の誰もが受けていない場合で、しかも昭和四十年四月一日現在で請求者が日本の国籍を有していること、離縁によって戦没者との親族関係が終了していないこと等が支給の条件となっております。

詳しいことは保険年金課にお問合せ下さい。

自転車の交通安全

昨年の十月から自転車に乗っている人の死亡事故が非常にふえています。

事故の原因も右折方法が悪かったり、右側通行、狭い道路からの飛び出し、他の自動車からの追突されたものなどがおもなものです。自転車の事故防止について、とくにお願いしたいことは、自転車は車両ですから道路交通法令に定められたルールを正しく守ることです。

最近速度の切り替え装置のついている自転車に乗る人がふえていますが、この車はバイクなみのスピードが楽に出るだけに〃自転車だから〃という安易な考えをなくしていただくことです。

自転車に乗る際には必ず次のことを守って安全運転につとめてください。

●ブレーキ、前照燈、後部反射器などを整備する。
●道路のできるだけ左端を通行する。
●サイクリング、通学、通勤途中などで何台も続くときは、一列になって通行する。
●交差点で右、左折するときは、約三十メートル前から手で合図をする。
●右折するときは交差点の側端から沿い直角にまがる。
●狭い道路から広い道路に出るときは徐行して左右の安全を確かめる。
●踏切では、いったん止まって安全を確かめる。
●市街地や交通のひんぱんな場所では二人乗りをしない
●かさをさしたり、手放しで乗らない。
●酔っ払い運転はしない。
●夜間は必ずライトをつける
●買い物や用事のために自転車を駐車するときは、歩行者や他の交通の妨げにならない場所に置く。

採血車白バト号 四月上旬に来町 愛の献血にご協力下さい

きれいな血が不足している!!これは私達にとって重大なことです。手術に輸血が必要なことは、いまさら申すまでもないことで、県下だけでも年間約八千リットルも必要としています。

ところが現状はどうでしょうか、その殆どが売血によりまかなわれているのです。

売血による血液は、一部の人々からたびたび採血するために、黄色い血液といわれるように濃度の薄い血液になりがちです。輸血で病気は治ったが、後で血清肝炎というやっかいな病気になる人が出はじめ、大きな社会問題になっています。

売血による血液は献血による血液に比べ血清肝炎になる率がとても高いのは、肝臓の病気をした人が無理をして血を売ることもあるからで、これを防ぐためには、肝臓疾患のない健康な人々からの献血にたよるほかにはありません。もともと血液は身体の一部分でもあり、これを売り買いすることは好ましいことではありません。

輸血用血液は今後ますます増加していきます。そこで、きれいな血でみんなが安心して治療が受けられるようにと献血制度ができたわけです。山口県でもこの制度を広く普及させるため、採血車白バト号により、県下をくまなく巡回しながら愛の献血を呼びかけ、各地で大きな成果をあげておりますが、まだ必要量の半分にもたりない状態で、一般から、職場からの愛の献血が強く望まれております。

秋穂町でも、昨年皆さんの協力を得て献血を行うことにしておりましたが、伝染病のため延期になっております。四月上旬には、愛の献血車白バト号が再び巡回してまいります。私達や、家族にいつ輸血が必要になるかわかりません。特に現在のように交通が激しくなればなおさらのことです。輸血が必要なときにはいつでもきれいな血が安心して受けられるように、一般の方も、職場の方も、こぞって献血に御協力をお願い致します。

白バト号の巡回日時等、詳しいことはわかり次第、回覧有線等でお知らせします。

◇採血の基準

採血する場合は、まえもって医師が検診しますから、無理な採血はいたしません。次のような基準によって採血します。

①一回の採血量は200CC
②満16才〜65才までの者
③体重は男45kg、女子40kg以上の者
④低血圧（最高血圧100ミリ以下）でない者（高血圧は差し支えない）
⑤梅毒、黄だん、肝臓の病気、その他伝染性の病気にかかっていないこと。

◇献血された方には

①献血手帳が交付される。
②献血者や、その家族等に輸血が必要になった場合献血手帳を示せば優先的に献血による血液を輸血する。
③緊急に輸血が必要になった場合でも、血液センター（日赤内）、県庁薬事課又は、保健所のどちらかに連絡すれば、献血用血液を斡旋することになっております。

住宅建設資金の借入を希望される方へお知らせ

昭和四十一年度の第一回個人住宅建設資金、農山漁村住宅資金、及び住宅改良資金の申込受付を次の要領で行います。

個人住宅
受付四月一日から四月七日まで
選定方法　抽せん
たゞし三十八年度第二回（七月）から今日まで四回以上申込実績のある方は選考

農山漁村住宅
受付四月一日から五月十日まで
選定方法　選考（特別貸付）

住宅改良
受付四月一日から五月十日まで
選考方法　選考

貸付条件その他詳細については町役場建設課へ、お問合せ下さい。

町営火葬場の使用料改正

四月一日から火葬場使用料が次のとおり改正されます。人件費、燃料費などの昂騰によりやむをえず値上げすることになりましたので御諒承願います。

町営火葬場使用料

1. 大人（満十二才以上）二、〇〇〇円
2. 小人（満十二才未満）一、八〇〇円
3. 死産児　五〇〇円

但し本町住民以外のときは五割増となります。